

お客様各位

法改正に伴う確認申請「事前受付」についてのご案内

ハウスプラス住宅保証株式会社

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による建築基準法・建築物省エネ法の改正が、令和7年4月1日に全面施行となります。

この改正に伴い、現行基準にて確認済証の交付をご希望される申請の増加が見込まれることから、誠に勝手ながら下記の通り期日を設けさせていただきます。

お客様にはご不便をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

現行法にて確認済証を交付希望の期日

	事前受付日	訂正終了日 ^{※1}
4号建築物	2月28日	3月19日
4号建築物以外	2月21日	3月14日

※1 質疑事項に関して全ての回答が終了した日

極力、ご希望通りの日程にて交付することを目指すための期日ですが、必ず確約するものではありませんので、何卒ご容赦ください。

また、新法対応の事前相談については、4月1日以降から順次開始する予定です。

なお、設計住宅性能評価および長期優良住宅についても令和7年4月1日に基準改正となりますが、新基準によるご申請については、令和7年4月1日以降のご申請分より承ります。

以上

お客様にはご不便をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。これまでのご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、4月1日以降も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 審査部 確認検査室
メールアドレス: kakunin@houseplus.co.jp